

入札改革 不況で逆戻り

業者と公務員の癒着を防ぐため公共工事の入札予定価格の事前公表を実施していた43都道府県のうち、15道県が事後公表に変更するか、事後公表を試行していることが、朝日新聞の調べでわかった。予定価格が入札前に明らかになると価格のたたき合いが広がるという業界保護の考えが背景にある。不正防止を旗印にした入札制度改革が、不況を背景に曲がり角にある。

(松川敦志)

15道県切り替え 予定価伏せる方式に

各都道府県の状況	
事前から事後へ移行	完全移行 北海道、新潟、長野、岡山、長崎 一部を移行 和歌山、佐賀 一部で試行 山形、福島、千葉、山梨、山口、高知、宮崎、鹿児島、栃木(予定)
以前から事前と事後を併用	埼玉、富山、沖縄
以前から事後	群馬、神奈川、静岡、兵庫
事前	青森、岩手、宮城、秋田、茨城、東京、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、福岡、熊本、大分

※予定価格をほぼ同じ意味合いの「設計金額」などと呼ぶ自治体もある

工事を発注する自治体は、適切な価格で工事が落札されるように、落札可能な金額の上下限をあらかじめ設定している。予定価格は上限のことをいい、以前は下限も含め、入札後も公表しない自治体が多かった。

しかし、入札を有利に運ぼうとする業者の働きかけにより価格情報を漏らした自治体職員が逮捕される事件が後を絶たず、不正の原因そのものをなくするため予定価格を事前に公表する動きが00年ごろから広がった。

予定価格の公表のあり方や今後の方針を朝日新聞が昨年12月現在で47都道府県に聞いたところ、それまでに事前公表を部分的にでも取り入れたのは43都道府県あった。

このうち、5道県は事後公表へ移行。2県は一部工事を事後公表に切り替え、8県は試行を始めた。これら15道県のうち、昨年に変更したのは12道県に上った。栃木県も来年度、一部で事後公表を

試行する予定という。

切り替えが進む背景には、公共事業の減少や不況で倒産が続く業界からの要望や、国による異例の要請がある。

業界の主張は、予定価格の事前公表で価格の下限も予測できるため、不況のなか、利益を減らしても下限に近い金額で応札する過度な競争が進んでいるというものだ。昨年12月に1億円以上の工事を事後公表に変えた和歌山県では、県建設業協会などが知事に制度変更を求めている。

国土交通省と総務省も昨年3月と9月、「建設業が地域産業の中核として持続的に発展できるように、入札・契約の改善を早急に行う必要がある」などとする通知を全国の自治体に送り、事前公表の取りやめを促した。高値受注を助長することにもなりかねないが、国交省幹部は「事前公表という劇薬が効きすぎ、業界全体が副作用に参っている。不正防止は大事だがそれだけではいけない」とい

う。

一昨年7月に事後公表に改めた新潟県も「横算もせずに安値で応札するような受注が横行してはいけない」、昨年12月に事後公表とした北海道も「職員のモラルも保たれている」とし、移行には問題がないと主張する。

一方、事前公表を続ける自治体からは「極端なたたき合い」というような状況は見られない(愛知県)。「予定価格を隠すと、探ろうとする動きがどうしても出てくる。汚職にもつながりかねない」(石川県)など、不正防止効果に期待をかける声が多い。半面、「見直す方向で検討中」という声もあり、事後公表へ傾く流れは続きそうだ。

安易な変更疑問

元公正取引委員会首席審判官で、入札制度に詳しい鈴木満・桐蔭横浜大学法科大学院教授(経済法)の話。業界の声が一昨年後半ごろから大きくなり、方針を変える動きが自治体に広がっている。予定価格の事前公表が競争を激化させるという確かな証明はなく、安易な制度変更には疑問を感じる。官製談合を防ぐ観点からは事前公表が必要ではないか。